



令和8年 (2026年) 2月18日(水)

No. 16566 1部377円(税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話]03-3502-5493

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

目次

☆世界の訴訟差止命令(ASI)・完
第5回 中国……………(1)

☆オンライン知的財産セミナー(事業に資する
知財戦略・知財活動、知財の獲得・活用)…(11)
☆オンライン知的財産セミナー(特許権侵害の権利行使を
受けた際の対抗策と侵害を未然に回避するための予防策)…(12)

世界の訴訟差止命令(ASI)・完

第5回 中国

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠¹

I はじめに

訴訟差止命令(英語では「Anti-Suit Injunction」、
英語略称は「ASI」、中国語では「禁訴令」とは、
契約に専属的合意管轄条項・仲裁条項がある場合や、
実質的に同一の紛争が複数の国の裁判所に係属する
並行訴訟の場合において、一方当事者による外国裁
判所での提訴等を禁止するという差止命令をいう。
また、一国の裁判所が下した「Anti-Suit Injunction」

への対抗手段として、「Anti-Suit Injunction」を受け
た当事者が、自国の裁判所でそれを差し止めるため
に「Anti-Anti-Suit Injunction」(AASI)を申請したり、
既に下された他国の裁判所の判決の執行を自国で差
し止めるために「執行差止命令」(Anti-Enforcement
Injunction, AEI)を申請したりすることがある。

近時、欧米や中国等における標準必須特許(英
語では「Standard-Essential Patent」、英語略称は



弁理士法人 新樹グローバル・アイピー

大阪市北区南森町1丁目4番19号サウスホレストビル11階 〒530-0054
Tel 06-6316-5533

www.giplaw-osaka.co.jp

mailosaka@giplaw-osaka.co.jp

代表弁理士 山下 託嗣

代表弁理士 村井 康司

代表弁理士 加藤 秀忠

弁理士 堀川 かおり

弁理士 元山 雅史

弁理士 小野 健太郎

弁理士 遠藤 真治

弁理士 夫 世進

弁理士 本田 恵

弁理士 川分 康博

弁理士 古賀 稔久

弁理士 松山 習

弁理士 西尾 剛輝

弁理士 大西 一郎

中国弁理士 鄭 徳虎

弁理士 福山 正寿

弁理士 石川 貴之

弁理士 香山 良樹

弁理士 小出 宗一郎

弁理士 三崎 正輝*

弁理士 魯 佳瑛

弁理士 上田 雅子

韓国弁理士 朴 沼泳
日本弁理士

弁理士 合路 裕介*

弁理士 金田 祥子

弁理士 小林 亜子

弁理士 黒川 惇

弁理士 長谷 真司

弁理士 岡崎 信治

(日本弁理士ABC順)

カスタマー・サービスマネージャー フィリップ・シエンハオ・トン*

* 米国パテント・エージェント試験合格者(未登録)